

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第13号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「交替制勤務に従事する職員又は薬剤科、診療放射線科、臨床検査科若しくは栄養科に勤務する」を「労基法第32条の2第1項に規定する1月を単位とする変形労働時間制を適用する」に改める。

別表第4第20号中「7月」を「6月」に改める

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。